

自治会館管理運営細則

第1章 総則

第1条（目的） この細則は、幸手東武団地自治会会則第73条にもとづいて、自治会館が会則第3条の目的および事業の遂行に寄与し、さらに自治会館の管理運営が円滑に行われるための必要な事項について定める。

第2条（自治会館の名称） この会の自治会館の名称は、東武自治会館（以下会館という）とする。

第3条（使用の原則） この会館は、この会の秩序あるいは善良な風俗を乱すもの、会則第4条（活動の原則）の規定に反するもの、またはそのおそれのあるものについては使用を認めない。

第2章 管理運営

第4条（管理の責任） この会館の使用および管理運営については、会館管理部長の責任とし、役員会が連帯責任を負う。

第5条（管理運営の原則） この会館の管理運営を円滑に行うために必要な事項は、この細則に定めるほかは役員会が必要のつど定め、その直後の班長会議に報告する。

第6条（維持管理） 役員会は会館の維持管理のために必要な次の措置を講じるものとする。

- 1 敷地・建物ならびに付属設備などの機能の保持に関すること
- 2 備品などの管理に関すること
- 3 火災ならびに盗難などの事故の防止に関すること
- 4 その他役員会が必要と認めたこと

第7条（会館の一般的使用） 役員会は、会館を自治会および老人会が使用する場合のほか、この会の会員が行う娯楽、研修、集会その他必要な用件のために使用を認めることができる。

第8条（使用の特例） 役員会は、次の各号の一に該当する場合は、前条の規定による使用に優先して会館の使用を認めることができる。

- 1 公共機関が公共の目的のために使用するとき
- 2 この会の会員が葬儀を行うために使用するとき
- 3 この他これらに準ずるもので役員会が特に必要と認めたとき

② 役員会は、次の各号の一に該当する場合は、前条の規定による使用に支障のない範囲内で会員以外のものの会館の使用を認めることができる。

- 1 公益的な事業を営むものが、会員などに対するサービスを目的として使用するとき
- 2 他の団体が会議その他打合わせのために使用するとき
- 3 営利を目的とするものが、会員などを対象として各種教室・講座などを開くために使用するとき

4 業者が商品の展示または販売のために使用する場合であって、その展示または販売が会員の利便に寄与すると認められるとき。ただし、原則として、その商品がこの会の会員が事業主としてこの団地内で販売するものとは同類でないとき

5 その他これらに準ずるもので役員会が特に必要と認めたとき

第9条（申込み受けと承認） 会館の使用申込みは所定の様式によって行うものとし、その内容が次の各号に適合し適切であると認められる場合は、使用時間を原則として午前9時から午後10時までの範囲で受け承認するものとする。

1 使用の申込みが所定の様式（様式1）によって原則としてそのつど行われるものであること

2 使用の申込みが使用する1カ月前から当日までの間に行われたものであること。ただし、第7条に該当する場合で、定期的使用を希望するものについては、3カ月前から申込みを受け付けることができるものとする。

3 特定の申込み者の使用期間・頻度などが、他の申込みに支障をきたすおそれのないものであること

4 使用目的が会館の設備・備品などに汚損、破損、火災などの損傷を与えるおそれのないものであること

5 会館使用のために、会館の設備を変更したり特別の設備を設置するなどによって現状回復に支障をきたすおそれのないこと

6 使用目的が第3条（使用の原則）の規定に反するものでなく、他の使用者または会館周辺の住民に迷惑を及ぼすおそれのないものであること

② 事務局は、会館の使用を受けるときは会館使用日程表（様式2）に必要事項を記入し、使用を希望する会員が閲覧できるようにしておくものとする。

第10条（承認の変更） 役員会は、会館使用の承認を与えたのちにおいてもその使用目的が申込みに反するなど、使用させることが適切でないとき、または第8条第1項の規定により他に優先して使用させる必要が生じたときは、承認を取消しまたは使用を中止させることができる。

第11条（使用料） 役員会は、第9条の規定により会館の使用を承認したときは、別に定める使用料表にもとづいて算定した使用料を、管理負担金として使用責任者から会館の使用に先だって、原則として申込み受け時に徴収するものとする。

② 既納の使用料は、原則として返還しない。

第12条（鍵の保管） 役員会は、会館の鍵を常に確実に保管・管理し、使用責任者に鍵を貸出したときは会館使用後すみやかに返却させるものとし、その受渡しの時刻を正確に記録しておくものとする。

第13条（使用規則） 役員会は、会館の使用者に対して使用上の注意を周知させるために、会館内の見やすい場所に別に定める使用規則を掲示するなど適切な措置を講ずるものとし、

これに違反したものに対しては使用を中止させ、または以後の使用を承認しないことがある。

第14条（現状回復） 役員会は、会館の利用者が故意または過失により、建物・備品などを汚損、破損または紛失したときは、使用責任者にこれを修復させ、またはその修復に必要な費用を徴収することができる。

第15条（管理状況の報告） 役員会は、会館の使用および管理の状況について、その概要を定期総会で報告する。

付 則

第16条（改廃） この細則の改廃は班長会の議決を経なければならない。

第17条（実施） この細則は昭和54年11月1日から実施する。

この細則は昭和58年4月17日から一部改訂実施する。

この細則は昭和59年4月22日から一部改訂実施する。

この細則は平成9年4月6日から一部改訂実施する。

この細則は平成23年12月4日から一部改訂実施する。

東武自治会館管理負担金（使用料）表

	会 員 の 場 合	非 会 員 の 場 合	
		午前9時から 1時間につき	午後6時から 1時間につき
集 会 室	① 2時間まで…300円	500円	700円
和 室 大 和 室 小	② 2時間を超える1時間ごと に……………100円	300円	500円
調 理 室	ただし第8条第1項に該当する	500円	700円
そ の 他	場合は無料とする。	200円	400円

- 1 時間の計算における1時間未満の端数は、30分未満は切捨て、30分以上は切上げる。
- 2 特別の設備を施して使用するときは、規定料金のほか電気・水道料などの実費相当額を算定して徴収する。
- 3 会員が営利またはこれに類する目的のために使用する場合および非会員が半数以上の場合には、非会員の使用料を準用する。
- 4 第8条第1項第3号に該当するものとは、会則に定める自治会の諸会議およびこれらに付随する会合、ならびに、老人会・子供会などこの団地の住民で構成し、自治会と連携協力関係にある組織の活動で役員会が決定したものの。

この改訂は、平成8年6月16日使用分から実施する。

東武自治会館使用規則

- 1 会館を使用するときは、あらかじめ使用申込み書を自治会事務局に提出し承認を受けてください。
- 2 会館の使用時間は、午前9時から午後10時までです。
- 3 会館を使用するときは、他の使用者や近所の人に迷惑をかけたりしないように気をつけてください。
- 4 会館の使用を終わったときは、使った備品のあと片づけ、部屋の清掃、火気の点検を行い、電気のスイッチ、ガスの元栓を切り、戸じまりすることを必ず守ってください。
そのうえで、会館備え付けの「自治会館利用後の点検確認報告表」に必ず記入してください。
- 5 カギはただちに借りたところへ返してください。
- 6 会館の建物や備品を汚したり、こわしたり、無くしたときは、それを元にもどすための実費を使用責任者に負担していただきます。
- 7 この規則を守らなかったときは、使用を中止し、以後の使用を認めないことがあります。

参考資料(平成8年6月8日・第4回役員会)

老人会・子供会の自治会館使用料についての役員会の判断基準

1. 原則無料とする主な理由

- ① 子供会は、自治会発足当初は専門部の一つとして役員会の中に設置されていたこともあり、自治会として種々の活動・行事などを行っていた経過があること
 - ② 老人会とは、自治会発足から連携・協力関係を持ちながら、たとえば、環境整備の作業の一部を受持ってもらっていること
 - ③ 前①②のような状況から、自治会館建設当初は、老人会と子供会の活動については、自治会役員会に準ずる取扱いにして使用料は原則無料としてきたこと
 - ④ 老人会、子供会関係者から、同会の活動のために自治会館を使用するときは、使用料の免除あるいは割引を要望する声が以前からあること
- 以上の経過および自治会の目的、会館建設および管理運営の基本的考え方に照らして、以下の判断基準にもとづいて、原則無料とする。

2. 役員会の判断基準

- ① 老人会あるいは子供会の会則などにもとづいて行われる定期的会議・会合、あるいは不定期に行われる構成員全員を対象とした会議・会合・行事などの目的のために、自治会館およびその付帯設備を使用するときは無料とする。
- ② 当該組織の会員であっても、その中の特定のグループで、前①に該当しない活動あるいは趣味・娯楽などのため使用するときは、無料の対象外とする。
- ③ 無料とする活動については、あらかじめ関係組織代表者と協議・確認を行っておくものとする。